

資料 1-4

R5. 7. 27 子ども・子育て会議

○大牟田市子ども・子育て応援条例（修正案）新旧対照表

現行案	改正案	備考
<p>(子どもが大切にすること)</p> <p>第5条 子どもは、その発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項を大切にしよう努めるものとする。</p> <p>(1) 自らを大切にし、自らの権利について考えること。</p> <p>(2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。</p> <p>(3) <u>遊び及び学びを通して、社会性を養い、社会の一員として規範を守ること。</u></p> <p>(4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。</p> <p>(略)</p> <p>(保護者の役割)</p> <p>第7条 保護者は、子育てに大きな役割があることを自覚し、深い愛情と責任を持って接し、子どもを守り育てるものとする。</p> <p>2 保護者は、子どもが安心して生活することができる<u>家庭</u>をつくるものとする。</p> <p>3 保護者は、<u>子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身に付けられるように、自らその手本を示すものとする。</u></p>	<p>(子どもが大切にすること)</p> <p>第5条 子どもは、その発達及び年齢に応じて、次に掲げる事項を大切にしよう努めるものとする。</p> <p>(1) 自らを大切にし、自らの権利について考えること。</p> <p>(2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。</p> <p>(3) <u>遊び及び学びを通して、豊かな人間性及び社会性を養うこと。</u></p> <p>(4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。</p> <p>(略)</p> <p>(保護者の役割)</p> <p>第7条 保護者は、子育てに大きな役割があることを認識し、<u>子どもに愛情を持って接するとともに、状況に応じて周囲から必要な支援や協力を得て、子どもを守り育てるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 保護者は、子どもが安心して生活することができる<u>養育環境</u>をつくる<u>よう努めるものとする。</u></p> <p>3 保護者は、<u>子どもが豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう、子どもの人格を尊重しながら、養育に努めるものとする。</u></p>	<p>・「社会の一員として規範を守る」という文言が義務を課す表現となっているという意見を踏まえ修正。</p> <p>・「自覚」や「責任」など保護者へ過度に負担がかかるような文言であるという意見を踏まえ修正。また、必要に応じて周囲からの支援や協力を得ることを加筆。</p> <p>・「家庭」に対し、家庭で養育できないケースがあるとの意見を踏まえ、修正。</p> <p>・保護者に「手本」を強いる文言であるという意見を踏まえ、子どもに寄り添い、支援する旨の文言に修正。</p>